

いわき市立赤井中学校 部活動運営方針

1 基本方針

- (1) 豊かな学校生活を送るため、学校教育の一環として、部活動に親しませ、体力や技能の向上、健康の保持増進を図る。
- (2) 自主的・自発的な活動を通して、生徒が共に伸ばし合うとなるように努め、個性や能力の伸長を図る。
- (3) 異年齢との交流を通して、望ましい人間関係を育み、集団としての資質や態度を身につけ、社会性を養う。

2 活動時間について

- (1) 平日における活動時間は、2時間を上限とする。

6校時の日程

3月～10月 16:30～18:30(完全下校18:45)

11月～2月 16:30～18:00(完全下校18:15)

5校時の日程

4月～3月 15:30～17:30(完全下校17:45)

※上記の活動終了時刻となる18:30(18:00)は、活動終了時刻とする。

- (2) 週休日(土・日)や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とする。8:30～11:30(完全下校12:00)または12:30～15:30(16:00完全下校)を基本とする。
- (3) 朝の練習は、限られた期間の特設部のみとする。校長が必要と認めた期間(市中体連・市新人大会1か月前)と活動時間(7:00～7:35)の中で実施する。
- (4) 11月に県新人大会が行われる部について、県大会への出場権を得た部は、校長へ活動延長願を提出し18:30まで活動できるものとする。

3 休養日について

- (1) 平日に週1日以上、週休日(土・日)に週1日以上を休養日とする。
- (2) 原則として、平日の水曜日を一斉下校日とし、休養日とする。
- (3) 長期休業中の次の期間は、休養日とする。
 - ①夏季休業中の学校閉庁日
 - ②年末年始(12月29日～1月3日)6日間
 - ③長期休業中の週休日
- (4) 週休日(土・日)2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、週休日(土・日)分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。
- (5) 留意事項
 - ①日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能である。ただし、前日の活動時間は3時間を上限とする。
 - ②土曜日、日曜日に2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。大会前であっても同様である。

③土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に１日以上の休養日を設ける。

④３連休の場合は、最低いずれか１日の休養日を設ける。

⑤土曜日が雨天のため活動できなくなった場合は、日曜日に順延して活動できるものとする

４ 活動を中止する日について

- (１) 中間テストは２日前からを中止とし、期末テストは３日前から中止とする。
- (２) 実力・学力テストの場合は１日前を中止とする。
- (３) 学校行事（儀式的行事等）は、中止とする。
- (４) その他校長が中止を指示した日。（緊急時や職員会議等）

５ 入部及び転部・退部について

- (１) 入部の際は、各部の活動方針及び活動計画を知らせ、保護者の同意を得て入部させる。
- (２) 入部届は、４月の第３週目までに担任教師に提出する。１年生は、４月の第３週目までは、仮入部期間とし１７：００に下校させる。第４週目からは正式入部とし、通常練習に参加できる。
- (３) 入部届は、顧問教師が保管し、各部で部員名簿を作成する。
- (４) 転・退部を行う場合は、本人の意志、能力、健康面などを考慮して、保護者や担任と話し合い顧問教師に届け出る。

６ 外部コーチについて

- (１) 技術面の協力を外部の方に得る場合は、保護者会と顧問教師で検討し校長の許可を得る。
- (２) 校長は、外部コーチが適切と認める場合、委嘱状を交付する。
- (３) 外部コーチが各種大会・練習試合などで生徒を引率することはできない。

７ 特設（陸上、駅伝）の活動について

- (１) 教師による推薦及び希望する生徒を募集し、大会前、特別に期間を設けて活動する。

８ 大会等への参加について

- (１) 各種団体が主催する大会等への参加は年間２５日以内とする。
- (２) 各種団体が主催する大会等への参加は、あらかじめ校長の許可を得る。
- (３) 各種団体等が主催する大会等と学校行事が重なった場合は、学校行事を優先する。（例：定期試験直前に実施される大会等）
- (４) 練習試合についても、同様に校長の許可を得る。
- (５) 遠征試合等については、保護者の経済的な負担や生徒の心身の負担、移動手段等の安全性を考慮した上で、校長の責任の下、実施するものとする。
- (６) 上記のいずれの場合も、参加計画を作成し提出する。また大会等の終了後校長に報告を行う。

９ 部活動運営上の留意点について

- (１) 各部の顧問は、年間活動計画を作成し、校長へ提出する。
- (２) 各部の顧問は、月間活動計画を作成し、生徒及び保護者へ知らせる。
- (３) 顧問会議、部長会議を必要に応じて開催する。